

佐伯市は、高齢者の運転免許証 自主返納を応援します！



...運転免許証の自主返納とは？...

加齢・障がい・病気により「運転に不安を感じている方」
「家族から返納を薦められている方」などが
運転免許証の**有効期限前**に申請により運転免許証を返納することです

対象者

(すべてを満たす人)

- ☒ 佐伯市に住民登録されている方
- ☒ 令和8年4月1日以降に運転免許を自主返納した方
- ☒ 運転免許返納時に満70歳以上である方
- ☒ 市税の滞納がない方

※自主返納した日から90日以内に申請が必要です。

支援内容

次の①から③の中から一つ選択いただけます。

①コミュニティバス利用料免除（1年間）

②コミュニティバス利用料免除（半年間）及びタクシー乗車券（5,000円分）

③タクシー乗車券（10,000円分）

※換金・再発行不可

※タクシーは市の指定した業者のみ利用可能

※それぞれ使用期限内のみ利用可能（タクシー：交付の翌年度末）

申請に必要なもの

- ・運転免許の取消通知書
- ・対象者であることが確認できる書類
※詳しくは担当課までお問合せください。

・代理の方が窓口で手続きする際は、代理人の
本人確認書類及び委任状（任意様式可）が必要になります。

問い合わせ先

佐伯市役所 総務部 総務課

電話番号 0972-22-3663